

## 地方農政局に対する情報提供の実態に関するアンケート調査における主な意見と改善策

## 大臣官房

組織	地方農政局からの意見	改善策
大臣官房	政策課	<p>・マスコミの報道が先行し、外部からの問い合わせに対応できないことがある（農政改革の関係）。</p> <p>○農政改革については、特命チーム会合の開催前に、地方課を通じて地方組織に資料を送付することや、農政局長会議で内容について説明する機会を設けるなどの取組を行い、極力、地方出先機関との情報共有に努めてきた。</p> <p>○さらに、本年7月7日より、省改革の一環として設置されたテレビ会議システムを用いて地方農政局企画調整室長会議を開催し、農政改革について情報提供を行うこととした（現在までに2回開催）。 今後とも、この会議を恒常的に開催することにより、農政改革について、地方出先機関との情報共有を図っていく。</p> <p>○なお、 ①外部からの問い合わせに地方出先機関が回答できない場合、本省政策課に照会すれば、本省政策課が必要な対応を行っている。</p> <p>②また、地方出先機関独自の発意で農政改革についてのシンポジウムなどを開催してもらい、そこに本省政策課なども向いて説明を行う機会などを積極的に設定してもらいたいと考えている。</p>
	文書課	<p>・実施要領の本局内、事業所等に周知する期間が短い（さわやか行政サービス推進月間実施要領）</p> <p>○今年度は、実施要領等の通知の遅れにより地方出先機関等におけるさわやか行政サービス推進月間の円滑な推進に支障を生じた。来年度以降、速やかに実施要領を周知する。</p>
	経理課	<p>・事務処理要領等の改正時に、改正に至る説明がない（会計関係）</p> <p>○事務処理要領等の改正に当たっては、事前に関係機関への協議を数回行っているところであり、また、各局庁事務担当者（地方農政局に対しては地方課経由）を集めた会議や地方農政局会計課長等会議において改正内容の説明に努めているが、今後は、組織末端まで改正内容が速やかに行きわたるよう、改正のポイントを整理した分かりやすい資料の添付を徹底する。</p> <p>○また、旅費事務、契約事務に係る事務処理要領の改正等、施行までの周知期間が必要なものについては、十分な周知期間を確保するとともに、施行時期に関する情報を適時提供する。</p>
	厚生課	<p>・本省へ報告を行った後、その後の集計結果について示されない。</p> <p>○大臣官房厚生課が地方出先機関へ依頼する調査報告については、主に国会、財務省、人事院、総務省等より依頼（請求）されたもの及び厚生課が必要に応じて依頼するものがある。</p> <p>○この調査のうち、自局の施策等の見直しに活用できるものについては、集計結果を示す。</p>
	食料安全保障課	<p>・マスコミの報道が先行し、外部からの問い合わせに対応できないことがある（国産ポイント制）。</p> <p>○記者発表するなど、事前にマスコミが報道されることが予測できる場合において、事前に情報提供を徹底する。</p> <p>5月12日の2009年度FOOD ACTION NIPPON推進計画、6月26日のFOOD ACTION NIPPONアワード2009の記者発表では、事前に記者発表の資料を地方農政局等に配付し、情報提供を行った。</p>
	食料安全保障課	<p>・食料自給率向上協議会がFOOD ACTION NIPPONの中に組み込まれHPに掲載された情報が提供されなかった。</p> <p>○地方農政局等の担当者のメーリングリストを作成し、食料自給率向上協議会部の開催状況等の情報を、必要に応じて適宜情報提供を行う。</p>

(資料 2 参考)

組織		地方農政局からの意見	改善策
大臣官房	環境バイオマス政策課	・会計検査の結果、政策評価等の情報が来ないことがある（バイオマス関係）	○今後は、本省が入手した政策評価等の情報について、 <u>連絡担当職員を置き、迅速に全ての地方農政局へ情報提供を行い、共有化を図ること</u> としたい。 報道の関心が高い事案についても、地方農政局において問い合わせ等に円滑な対応ができるように、課内の連絡担当職員から毎週末、翌週のプレスリリース案件等を地方農政局に伝える。

統計部

組織	地方農政局からの意見	改善策
統計部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動計画及び主要業務スケジュールを作成する際、本省からの農林水産統計業務の基本方針を示すタイミングが遅い。</li> </ul>	<p>○業務の基本方針については、これまで新年度の業務運営に先立ち地方組織に示してきた。21年度においては、省改革や地方分権改革など組織を巡る情勢が流動的であったことから作成・提示が遅れ、また、その旨の連絡も遅れた。  <u>今後は、仮に提示が遅れる場合であっても、案を事前に示すなど前広な情報提供を行う。</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本省会議の開催時期の連絡が遅れ、地方局の会議スケジュールが立たなかった。</li> </ul>	<p>○本件については、毎年、年度当初に開催計画を示し、これに基づき開催しているところである。昨年度は地方分権改革など組織を巡る情勢が流動的であったことから開催時期を変更したが、その連絡が遅れた。  <u>今後は、開催時期を変更する場合には、できるだけ早期に情報提供を行う。</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公表スタイルや確定結果の還元等の連絡が遅く、局における公表などの作業が遅れが生じる。</li> </ul>	<p>○農業経営統計調査をはじめとする各種調査において、20年度は省内関係部局との調整等に時間を要したことなどにより、地方への公表スタイル、公表結果の確定の連絡が遅れ、地方農政局の公表作業に大きな影響を与えた。  <u>今後は、本省内の関係部局との説明状況等、公表に向けた作業の進捗状況を節目節目で地方へ連絡し情報の共有化を図ることで、地方農政局の公表準備がスムーズに行えるようにする。</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本省から地方農政局等へ実施、決定等の通知が遅れる場合は、その理由と目途を知らせて欲しい。</li> </ul>	<p>○本省からの通知等の遅れにより現場段階の業務に支障が生じることは、本省としても本意ではないことから、<u>今後は早い段階からできる限り前広に情報提供をする。</u></p>

組織	地方農政局からの意見	改善策
総合食料局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスコミ等からの問い合わせに対する想定問等の情報提供が遅く、対応に苦慮した（事故米関係）。</li> <li>・生産調整関係の要領改正等の情報はタイムリーに詳しく提供してほしい。</li> <li>・公表及びマスコミ報道に対する反論や想定問を提供して欲しい（局内幹部への説明及び対外的な対応が必要な場合に必要）。</li> <li>・新聞に掲載された内容（政策の新設・検討状況等）が地方組織に提供されない。</li> </ul>	<p>○6月22日（月）開催の局議の場で、「地方農政局に対する情報提供の実態に関するアンケート調査」における地方農政局からの意見のうち、「各地方農政局への情報提供の迅速化」については、必要な情報を可能な限り迅速に提供することとした。</p> <p>○報道発表等に対し、適時適切な情報提供や想定問等の事前の提供にも努めているが、案件によっては、情報提供が直前になったり、情報提供の範囲を限定することが必要な場合もある。そのような案件等については、すべて本省において対応する等の工夫をしている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入決定・定例販売等の情報提供が遅く、業界からの問い合わせに対応できなかった（MA米関係）。</li> <li>・買受計画を立てる必要があるのに情報が遅いため計画が立てられない。</li> <li>・必要な情報は公表時刻を過ぎてから送られる。タイミングが遅く、対外的に苦慮した事例がある（米穀の販売方法）。</li> </ul>	<p>○MA米の定例販売等の情報は、入札公告及び落札者決定後、電子入札システムにより自動的に地方農政局等の担当者及び入札参加業者に速やかにメールで提供する。</p> <p>○食糧部では、地方組織が閲覧できる部局独自の掲示板を整備し、情報提供や業務改善案等の意見交換を行う取組を始めたところである。このような掲示板も活用しながら地方の具体的な要望や意見については、迅速に対応していく。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの問い合わせに対応できないので、輸入麦の動船情報・SBS入札のアナウンス等の公表情報については、事前連絡が欲しい。</li> </ul>	<p>○輸入麦の動船情報については、7月1日付けで「輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領」を改正し、積来船が確定したときは輸入業者が速やかに局長及び輸入港地方農政事務所長等へ「積来船確定報告書」を提出する。</p> <p>また、SBS入札のアナウンス等の公表情報については、入札アナウンス後、メールや掲示板を利用し速やかに農政事務所等情報提供をする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入麦に係る解説資料の充実を希望（ポイントやポンチ絵など）。</li> </ul>	<p>○輸入麦に係る分かり易い資料については、従来から作成しホームページに掲載しているところであり、今後も充実を図っていく。（「麦の需給に関する見通し」、「輸入麦の政府売渡ルール検討会」（第7回資料）等）</p> <p>また、「輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領」の改正に際しては、要領改正のポイントやフロー図を添付をした。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス案件等の調査依頼がある際、背景等の理由の説明がない。</li> </ul>	<p>○サービス案件という事情はあるものの、これまでも調査依頼を行う場合には調査背景を説明してきた。今後も同様の調査を行う場合には、可能な限り背景等の理由を説明しながら調査を行う。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方から集めた基本データの取りまとめを地方へバックしてほしい。</li> </ul>	<p>○当課で地方組織経由で集めているデータに関しては、取りまとめ結果を適時適切に提供している。「不備がある」との連絡があれば即時に対応する。</p> <p>○ただし、案件によっては、情報提供が直前になったり、情報提供の範囲を限定することが必要な場合もある。</p>

組織	地方農政局からの意見	改善策
消費・安全局	<p>・調査結果について、事前に協力者に連絡する予定であったが、事前の連絡もなくプレスされた。</p>	<p>○通常、調査結果を公表する際は、事前に調査協力者に対して情報提供を行っているが、平成19年度農産物中のダイオキシン類の実態調査において、調査結果公表の時期に多忙を極めたことから、調査協力者に対する事前の連絡を失念した。</p> <p>この際には、調査協力者に対してお詫びの意を伝達するとともに、今後このような事態が生じないよう書面にて約束した。</p> <p>さらに、本年度実施する同様の調査については、同様の事態が生じないよう、調査の実施から公表に至る間の詳細なスケジュールを文書化の上、関係者間で共有している。</p> <p>○国内産米穀のカドミウム含有状況の調査は、例年12月中旬に調査結果を公表していたが、平成19年度調査では、公表の直前になり一部の地方農政局が委託した分析業務において、その分析結果の妥当性を再度確認する必要が生じたことから、急遽公表を延期したものである。</p> <p>その際、関係者への連絡が直前になり混乱を招いたことから、今後、同様の調査の公表にあたっては、十分な時間的余裕をもって確認作業を進めるよう努めている。</p> <p>なお、地方農政局においても、同様の分析業務の発注にあたっては、適切な分析値を得るために必要となる分析法の妥当性確認や内部精度管理状況の確認等の作業を適切に行う必要がある。</p> <p>○平成20年度に実施した鉛の実態調査については、要領等の発出が大幅に遅れたことから、関係者への説明やサンプル採取など地方における事業進捗に支障を生じた。今後は、関係者への事前説明等に支障のないよう、要領等の早期作成、施行に努める。</p>
	<p>・農畜産物の安全性に関するの文書について、農政局に配布されなかったり、遅かったため、府県との連携等の場面で苦慮することがある。</p>	<p>○地方農政局等への遅配等があったケースについては、生産局畜産振興課より地方農政局畜産課を通じて都道府県畜産課に対して意見照会を行ったところ、質問があったため、これに対して回答したものである。</p> <p>○したがって、本省の畜産安全管理課又は農産安全管理課から地方農政局の安全管理課には配付していなかったが、4月23日、安全管理課の担当者から府県の畜産主務課から問い合わせがあった旨の連絡を受けて、同日直ちに担当者に電子メールで情報提供を行った。</p> <p>○今後、地方農政局の安全管理課に関連がある情報については、前広に提供する。また、地方農政局内においても情報の共有に努める必要がある。</p>
	<p>・「高病原性鳥インフルエンザ対応」等の公表情報について、事前に情報提供されることが少ない</p>	<p>○従来より、「高病原性鳥インフルエンザ対応」等の公表情報については、地方農政局に対し、事前提供に努めている。本年、愛知県のうずら農場で鳥インフルエンザが発生した際も、東海農政局に対し事前に提供を行ってきた。</p> <p>○他の地方農政局等への情報提供についても、できる限り、事前に行えるようにする。</p>
	<p>・分かり易い情報提供が欲しい（食育関係）。</p>	<p>○22年度の食育関連予算については、予算の要求段階から農政局と情報を共有するため、7月9日に地方農政局等食育担当者会議を開催し、現時点の状況報告及び意見交換を行った。引き続き、適時適切かつ前広な情報共有を図っていく。</p>

組織	地方農政局からの意見	改善策
消費・安全局	<p>・他の農政局で牛トレの勧告措置をとる場合において、プレス時間の連絡しかなかったが、勧告された事案の具体的な内容や経緯等の情報も提供してほしい。</p>	<p>○勧告事案の具体的な内容や経緯等については、これまで、情報管理の徹底の観点から、事案に関する地方農政局に限定してきた。 ○他の地方農政局等への情報提供のタイミング及び内容については、<u>情報管理の観点も考慮しつつ、可能な限り、事前の提供に努める。</u></p>
	<p>・要綱・要領・マニュアル等事務の進め方を変更する際に、その背景、変更理由が具体的に示されないことがある。</p>	<p>○食の安全・安心確保交付金の要綱・要領等における直近の改正としては、平成21年度1次補正予算成立に伴う実施要領の改正(21.5.29改正)があるが、その際には、事前に各農政局等の担当者にメールで改正(案)を送付するとともに、補正予算に係るPR版等の関係資料を送付し、改正に係る情報提供を行なった。 ○今後とも、<u>要綱・要領等の改正に当たっては、事前に、改正(案)、改正概要、その他事務手続きの変更理由に関する資料等の情報提供に努める。</u></p>
	<p>・国会情報等、本省でしか入手できない情報が、問い合わせをしないと提供してもらえない。</p>	<p>○本省のみで入手可能な国会等の情報で、オープンにしてよいものについては、<u>できる限り情報の共有に努める。</u> ○<u>法案、附帯決議等国会における可決事項については、決議され次第送付する。</u></p>
	<p>・食品トレーサビリティ関連事業の予算措置状況、執行状況も適宜提供願いたい</p>	<p>○<u>21年度の予算措置については、5月に開催した本省主催の消費生活課長等会議において、情報提供を行ったところであり、その他の状況についても、必要に応じ、情報提供を行う。</u></p>
	<p>・本省からの指示に基づき各種データ等の報告を行っているが、フィードバックされることが少ない。</p>	<p>○食品流通改善巡回点検事業のうち、「畜産物安全対策業務」については、全国分を取りまとめて調査結果の概要として地方農政局安全管理課に送付するとともに、全国担当者会議の際にもこれを説明している。 ○食品流通改善巡回点検事業のうち、「水産物安全対策業務」については、<u>養殖経営体における水産用医薬品及び水産用飼料の使用状況等を調査点検するために実施し、その使用状況等に問題があった場合は、地方農政局等を通じて、個別に養殖経営体を指導してきた。</u> 今後、<u>地方農政局等において問題となった事案の紹介も含めて調査結果の概要について情報を提供する。</u> ○<u>農薬関係の違反事例に関する情報については、新聞掲載や都道府県からの情報提供等により把握したものを取りまとめ、情報提供していく。</u></p>

組織	地方農政局からの意見	改善策
<p>生産局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスコミの報道が先行し、外部からの問い合わせに対応できないことがある（予算関連、交配用ミツバチの不足状況等）。</li> <li>・ 外部情報で各種情報を知るケースもあり、適切な現場対応ができず、農政局の存在意義が問われる（予算関係）。</li> </ul>	<p>○6月22日の局議において、現場での影響が大きき予算など重要な施策については、検討中又は取扱注意の段階でも地方出先機関に情報提供することを共有した。</p> <p>○今後は、マスコミの報道が予想される案件については、地方農政局が外部からの問い合わせに対応できるよう、また、予算関係の情報については、地方農政局が現場で適切な対応がとれるよう、十分な情報を提供する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、<u>自給率向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業</u>については、<u>農政局担当者のメーリングリストを作成し、前広に情報提供するとともに、テレビ会議により本省と各農政局担当者との情報共有と意識の統一を図る。</u></li> <li>・ <u>調査結果や通知の発出等について、プレスリリース等報道機関に対して情報提供する際には、事前にその内容及びタイミングについて、電子メール等により情報提供を行う。</u>また、大臣会見、次官会見で行われた質疑についても、関係情報を速やかに提供する。</li> <li>・ <u>畜産物価格及び関連対策については、与党の議論、財政当局との折衝を踏まえ決定することとしているため、議論等が収斂する前の不確定な情報を提供し地方出先機関を混乱させることがないように留意しつつ、決定前においても、可能な限り、党の部会等で使用した資料を配布することなどにより、議論の状況等を周知する。</u></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算、事業に関する情報は内容が乏しく、事業等の周知、説明等が十分に行えない。</li> <li>・ 事業内容がわかるポンチ絵や財務省協議用資料等も同時に提供願いたい（予算関係・直接採択事業）。</li> <li>・ 情報内容の解説を充実するとともに、対外的に使用しても良い等のコメントも付けて欲しい。</li> </ul>	<p>○今後は、<u>予算関係などの情報提供の際には、地方農政局が現場で背景や必要性などの説明が十分に行えるようポンチ絵や財務省説明時に活用した資料等を併せて提供する。</u></p> <p>また、上記情報提供の他、<u>農政局担当者を集めた説明会で具体的かつ丁寧な説明を行うとともに、テレビ会議を活用し、地方農政局との意見交換を適時実施する。</u>また、<u>予算要求直後に限らず、事業要領案の作成段階など、作業の節目ごとに同様の提供・共有を行う。</u></p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>自給率向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業</u>については、<u>本省及び各農政局に対して、それぞれ問い合わせのあった内容を取りまとめてQ&amp;A集として全局に配布するとともに、適宜更新・配布している。</u></li> <li>・ また、<u>需要即応型生産流通体制緊急整備事業、食料供給力向上緊急機械リース支援事業</u>においては、<u>短い準備期間の中で、農政局、農政事務所の担当者の説明能力を向上させ、かつ、地方出先機関の担当者が自らの説明の参考にできるよう、都道府県段階担当者を対象とした全国会議、地域段階担当者を対象としたブロック会議において、本省担当者が説明を実施した。</u></li> </ul> <p>○地方農政局への<u>予算関係等の情報提供に当たって、対外的に使用しても良い等のコメントを添付するほか、電子メール等においても情報の取扱いについて補足する。</u></p> <p>○直接採択事業の再構築を検討するに当たり、平成21年2月から3月にかけて、地方出先機関からも直接採択事業に対する課題及びその改善策に関する意見を聴取した。意見の内容を踏まえ、今後、<u>事業の周知活動の円滑化の観点からも、可能な限り関係事業の統合・一括り化を進める。</u></p>

経営局

組織	地方農政局からの意見	改善策
経営局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスコミの報道が先行し、外部からの問い合わせに対応できないことがある。</li> </ul>	<p>○今年3月より「<u>地方の声及び本省の情報ネットワーク揭示版</u>」を開設し、本省経営局と各地方農政局の本省経営局と関係がある課において、<u>意見交換及び情報提供の場</u>として情報交換等を行っている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部署所管の同様の事業（リース事業）に係る情報がないため、現場で他部署の事業について聞かれ混乱したことがあった。</li> </ul>	<p>○5月19日の全国担い手育成総合支援協議会主催の都道府県担い手育成総合支援協議会担当者会議（農政局担当者も出席）において、他部署のリース事業を含め事業の説明を行うなどの周知活動を実施した。 ○今後は他部署のリース事業担当者と連携して対比表を作成するなど、その周知強化を図る。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査物の調査結果のフィードバックが少ないため、協力依頼者への対応に苦慮することがある。</li> </ul>	<p>○調査内容にもよるが、<u>結果をフィードバックできるものについては、情報提供し、情報の共有化を進めていく。</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方農政事務所等で実施された会計検査の結果及び対策等が本省から全く入って来ない。</li> </ul>	<p>○地方農政局等で実施された<u>会計検査の状況</u>については、<u>本省から農政局等に対し、適宜情報提供を実施している。</u></p>

農村振興局

組織	地方農政局からの意見	改善策
農村振興局	<p>・本省で公表する情報等が直前にならないと提供されないケースがある。</p>	<p>○本省で公表する情報等については、<u>地方出先機関との情報並びに意見交換及び意思疎通をこれまで以上に図るほか、原則事前に地方出先機関に情報提供を行う。</u></p> <p>○なお、例えばH21補正予算に係る事業の選定事業者の公表について、公表日及び内容等を事前に情報提供を行うとともに、地方出先機関からの要請に応じ事業の説明会等に参加し情報提供を行うなどの対応をとった。</p>
	<p>・全国の一般市民に募集をお願いする案件について、公表の連絡が遅かったため対応に追われた。</p>	<p>○本案件については、3月はじめの時点で地方出先機関へ募集の日程等の情報提供を行ってきた。</p> <p>○なお、当課として本年3月31日に「<u>本省と地方農政局等との円滑かつ活発なコミュニケーションの推進について</u>」を各地方農政局等の意見を聴きながら取りまとめ、この方針に則して課内及び地方農政局等で共有している。</p>
	<p>・情報量が多く、その処理に追われる。概要版の作成をお願いしたい。</p>	<p>○<u>重要な施策については、可能な限り対外的な分かりやすい説明資料を早期に提供するとともに、地方出先機関との情報並びに意見交換及び意思疎通をこれまで以上に図り、作業の手戻りが無いよう努めたい。</u></p>
	<p>・情報の持つ実体的な意味や背景情報等について補足が欲しい（新規事業等）</p>	<p>○<u>農業農村整備事業に関する各種施策や、調査手法等の内容については、各担当会議（4月及び10月開催）、各課長会議（4月、9月、1月開催）等において地方出先機関へ情報の提供を行っている。</u></p> <p>○今回のアンケート結果を踏まえ、引き続きこれらの会議において地方出先機関との情報共有を図っていくとともに、地方出先機関が各種施策や調査に関して、より適切な対応がなされるよう、背景に係る情報（関係他府省の動きなど）の提供など丁寧な対応に努める。</p> <p>○例えば、<u>農業農村整備の費用対効果の分析に関しては、新たな算定手法による算定事例が少ないことから、全国費用対効果PT検討会議（年2回開催）等の指導・支援体制により情報共有や課題等について今後とも鋭意検討していく。</u></p>
	<p>・対外的に説明する場合のポイント等について、コメントなどを付けて欲しい。</p> <p>・提供される情報について、経緯や主旨等の解説をお願いしたい。</p>	<p>○農業農村整備関連予算については、平成21年度当初及び補正新規拡充事項の制度や事業内容について、事業毎にパンフレットを作成するとともに、分かりやすい情報提供となるよう逆引きや各事業のポイントを記載した制度早わかり表をまとめ、各地方農政局等への配付を行った。</p> <p>○また、5月11日には、地方農政局や都道府県土地改良関係部局等を対象とする担当会議を開催して、農業農村整備関連の事業ごとに、予算の制度・内容はもとより、特に今回の経済危機対策のポイントについて説明した。</p> <p>○今後とも、<u>新たな制度や施策の推進を図るため、資料配付や担当者説明会の場を通じて、地方農政局等への適宜適切な情報提供に努めていく。</u></p>

組織	地方農政局からの意見	改善策
農村振興局	<p>・違反転用、耕作放棄地全体調査関係等の情報がほとんどなかった。</p>	<p>○違反転用調査、耕作放棄地全体調査の実施に当たっては、地方農政局の協力が必要であることから、メール及び担当者会議等で情報提供を行ってきた。</p> <p>○「違反転用、耕作放棄地全体調査関係等の情報がほとんどなかった」との意見は、平成21年4月7日に行った双方のプレスリリースについて、地方農政局に対しての事前の情報提供が遅れたとの意見と思われる。</p> <p>これは、本プレスリリース公表に当たって、本省内の事前調整に迫われたことが原因である。</p> <p>○<u>今後は、意見を踏まえて、案件の性質にも配慮しつつ、プレスリリースを含めた各施策情報について、メール及び地方農政局との会議の場を活用し、可能な限り迅速な情報提供を行い、地方農政局との意思疎通を図っていく。</u></p>
	<p>・本省からの依頼調査で調査結果がフィードバックされない（土地改良制度の検討状況）。</p>	<p>○土地改良制度の検討に際し、土地改良区等に対し地方農政局を通じて各種の調査を実施してきており、これらの調査結果については「地方農政局土地改良管理課長等会議」において、地方農政局と情報共有を図ってきた。</p> <p>○<u>今後、地方農政局を通じて調査を行った際には、その都度、地方農政局に調査結果のフィードバックを行うとともに、必要に応じ「地方農政局土地改良管理課長等会議」においても情報共有を図っていく。</u></p>